

## 船舶事故調査報告書

令和元年9月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月18日 04時00分ごろ
発生場所	宮崎県日南市大島西岸沖 目井津港南沖防波堤灯台から真方位147° 1,400m付近 （概位 北緯31°32.0′ 東経131°24.2′）
事故の概要	漁船南徳丸は、南南東進中、浅瀬に乗り揚げた。 南徳丸は、右舷船尾部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成31年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 南徳丸、4.8トン MZ3-6958（漁船登録番号）、個人所有 8.50m(Lr)×2.75m×0.95m、FRP ディーゼル機関、118.00kW、昭和61年3月25日 第295-27665号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月19日 免許証交付日 平成30年9月6日 （令和6年5月31日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷船尾部外板に破口、プロペラ及び舵板に曲損、キール等に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約150cm（外浦） 月没時刻：03時50分ごろ 月齢：11.6
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、とびうおの延縄漁の目的で、宮崎県串間市都井岬北東方沖の漁場に向けて日南市大堂津漁港を出港した。 船長は、目井津港南沖防波堤灯台の灯光を右舷正横に見て通過し、大島西方沖を約3.5ノットの対地速力で自動操舵により南南東進中、左舷前方に白色の明かりが見えたので、大島西岸にある竹之尻の

	<p>街灯であると思った。</p> <p>船長は、船尾方から接近する多数の漁船を認め、本船の右舷方を追い越していくように見えたので、そのままの針路で大島側を航行しようと思い、操舵室で左舷方を向いて中腰の姿勢で延縄に旗を取り付ける準備を開始し、時折、左舷前方に白色の明かり及び船尾方から接近する多数の漁船の様子を見て、続航していたところ、04時00分ごろ船底に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、大島西側の山を認めて本船が大島西岸沖の浅瀬に乗り揚げたことを知り、主機を止め、僚船に連絡したものの、来援した僚船が本船に近づくことができず、離礁することが困難であることが分かり、所属する漁業協同組合の担当者に救助を依頼し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、その後、別の僚船によって引き出され、大堂津漁港にえい航された後、上架された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 船長が漁具を準備する姿勢を再現 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3～0.4m、船尾約1.0mであった。</p> <p>本船は、船体中央よりやや船尾寄りに操舵室が配置され、操舵室の船尾側に出入口があり、操舵室内の前部にGPSプロッター及び魚群探知機が設置されていた。</p> <p>船長は、ふだん夜間に航行する際、街明かり、灯台の灯光及び周囲の山を目視で確認して航行しており、本事故当時も目視のみで安全に航行できるものと思っていたので、GPSプロッターを作動させていたものの、目井津港南沖防波堤灯台を通過したのちGPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>船長は、ふだん大島西方沖の変針予定場所で右転し、大島南方沖に向ける針路に設定して自動操舵に切り替え、竹之尻の街灯を左舷前方に見ていた。</p> <p>船長は、本事故当時、いつも視認する白色の明かりが見えたと思ったので安心し、漁場に着いたときにすぐに漁ができるように漁具の準備を始めた。</p> <p>船長は、竹之尻の街灯と大島北西岸の小場浜に見える白色の明かりが同じような白色の2個の明かりであったので、左舷前方に見えた小場浜の明かりを、ふだん針路目標としている竹之尻の街灯と勘違いしていたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、約55～56年間の漁船経験があり、本事故発生海域の航行経験が豊富であった。</p> <p>宮崎県油津港湾事務所の回答書によれば、大島港（竹之尻）には、簡易標識灯1個（赤光 毎3秒に1閃光）が、大島港（小場浜）に</p>

	は、簡易標識灯2個（緑光 毎3秒に1閃光、黄光 毎3秒に1閃光）及び簡易灯浮標1個（赤光 毎3秒に1閃光）がある。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大島西方沖を自動操舵により南南東進中、船長が、左舷前方に白色の明かりが見えた際、大島南方沖に向ける針路に変更していないものの、小場浜の明かりを大島西岸にある竹之尻の街灯と思い込み、小場浜の明かりを針路目標としたことから、大島西岸沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、小場浜の明かりを針路目標とした後、操舵室で左舷方を向いて漁具の準備を行いながら、時折、左舷前方に白色の明かり及び船尾方に接近する多数の漁船を見ていたことから、乗り揚げるまで浅瀬に接近していることに気付かなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、大島西方沖を自動操舵により南南東進中、船長が、左舷前方に白色の明かりが見えた際、大島南方沖に向ける針路に変更していないものの、小場浜の明かりを大島西岸にある竹之尻の街灯と思い込み、小場浜の明かりを針路目標としたため、大島西岸沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 針路目標とした街の明かりを認めるだけでなく、灯台及び簡易標識灯を視認して船位の確認を適切に行うこと。</li> <li>・ 夜間に航行する際は、GPSプロッターを有効に活用すること。</li> <li>・ 航行中、他の作業に専念せず、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

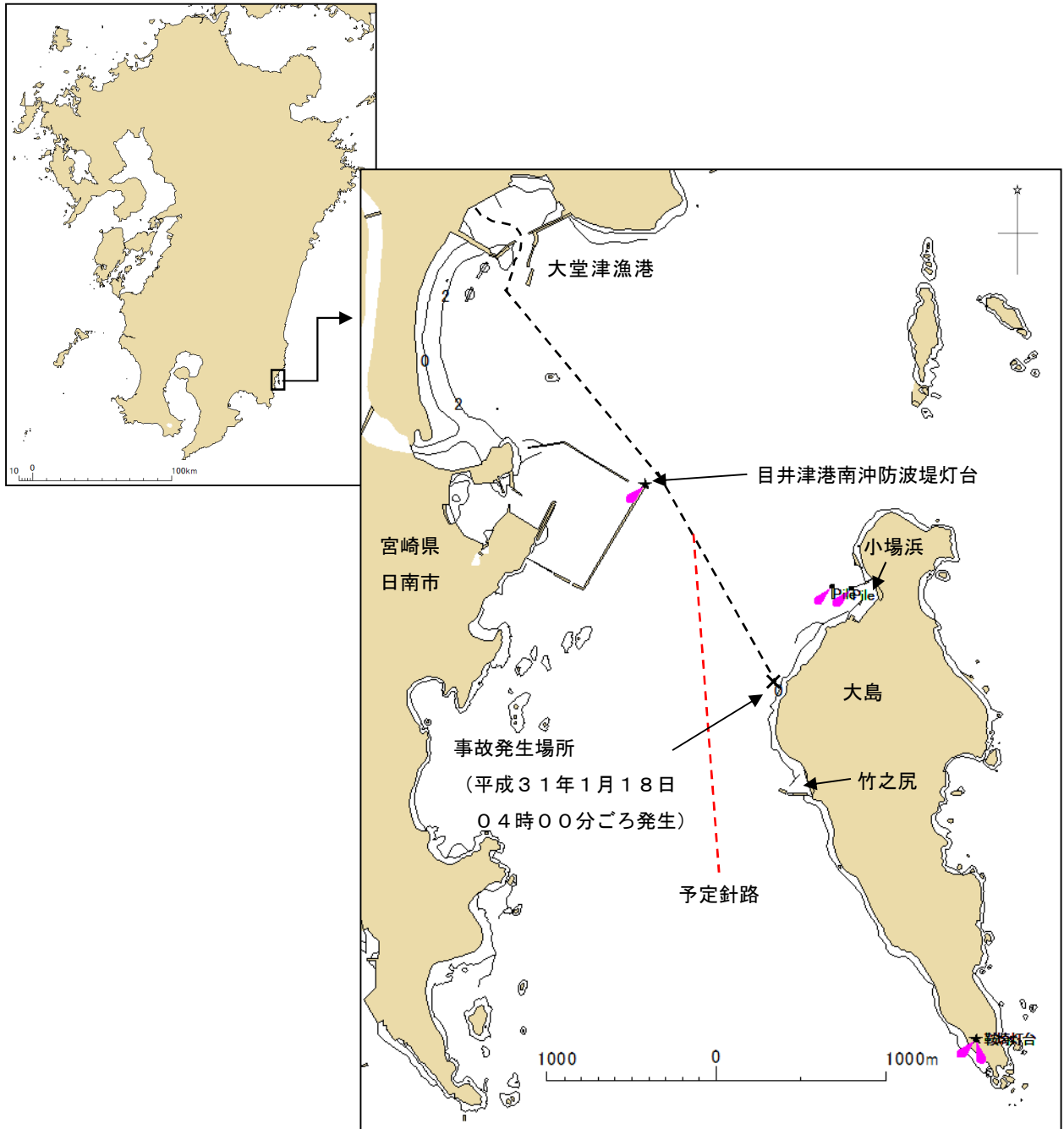


写真1 本船



写真2 船長が漁具を準備する姿勢を再現

